

商人之爲に蔑視され、西洋商人の爲に、東洋おるて貨殖之地を興る儀に而、實ニ歎息之次第ニ御座候、就而は外國人と取引いたし候には、何れにも外國交易の商社西名コン之法ニ基き不申候半而は、逆も盛大之貿易と、御國之利益ニは相成申間敷と奉存候、略○中

卯○慶應 三月 四月

塚原但馬守

小栗上野介

服部筑前守

星野豊後守

同○慶應 三月 六月 壹岐守笠原小相渡

來十二月七日より、兵庫開港、江戸并大坂市中へも、貿易之ため、外國人居留致し候筈ニ付諸國之產物手廣ニ搬運勝手に可遂商賣もの也、

右之趣、御料私領寺社領共、不洩様可爲觸知候、略○中

同年○慶應 三月 十月 前同人美濃守相渡

今度兵庫御開港ニ付而は、交易筋彌盛大ニ可相成ため、商社御取立相成候處、商社之外は、直ニ取引難出來様、存居候者も有之哉ニ相聞候、右は心得違之事ニ候間、商賣を遂候者は、神奈川長崎、箱館同様勝手次第取引可致候、

右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭より、不洩様可被相觸候、

○按ズルニ、開港ノ事ハ、外交部外交總載篇ニ詳ナリ、

〔八雲御抄五名所〕湊

やそのみなと近江湖やその鶴有なとたづきはになくといへり、總て近ひらの同 万 みづくきのを
かの同 万 かけの石かしほ ゆらの紀方 新古るなの攝 千隆信

名港